

九州北部税理士会と福岡・佐賀・長崎の信用保証協会が連携

3県  
統一保証

# 税理士連携保証 TAG

好評につき  
2026年  
3月末まで  
期間延長



決算期ごとの借換で最長5年間の安定した資金運用が可能です。

毎月の返済負担が無く、資金繰りに余裕が持てます！

顧問税理士・金融機関・信用保証協会が連携して経営をバックアップします。

## 融資までの流れ

顧問税理士に相談

金融機関へ融資申込  
(顧問税理士の「推薦書」が必要)

金融機関から  
信用保証協会へ保証依頼

融資実行

※金融機関・信用保証協会の審査があります。

詳しくは中面をご覧ください▶

税理士と連携して、資金繰りの安定をサポートする、

# 税理士連携保証「TAG」 参考提案例

ケース別

## 税理士連携保証「TAG」とは…

福岡県信用保証協会・佐賀県信用保証協会・長崎県信用保証協会、取扱金融機関ならびに九州北部税理士会が連携して、中小企業者に疑似資本的な資金を供給するとともに、経営状況の把握に努め継続的な経営支援に取り組むことを目的とした保証制度です。

特徴

- 最長5年間、決算期ごとに借換(継続)が可能です!
- 毎月の返済負担が無く、資金繰りの安定化が図られます!

ケース①

### 複数の融資を受けていて返済負担が大きい企業

### 経常運転資金に対応する部分を税理士連携保証「TAG」で一本化

既存の長期借入金を  
毎月の約定弁済が不要な  
「TAG」で借換できます!

多くの中小企業では、資金用途に関係なく証書貸付で資金調達しているため下図のような貸借対照表になっています。これでは、新たな借入を行うたびに毎月の約定弁済が膨らみ資金繰りが不安定になります。



そこで、必要となる経常運転資金を把握し、それに対応している借入金を一本化して税理士連携保証「TAG」での借換を実施することで下図のような理想的な貸借対照表になります。毎月の返済負担が大きい企業であれば資金繰り改善効果が大きく、資金繰りの悩みから解放されます!

現在の貸借対照表

|      |        |
|------|--------|
| 売上債権 | 仕入債務   |
| 棚卸資産 | 経常運転資金 |
| 固定資産 | 長期借入金  |
|      | 自己資本   |

すべて  
証書貸付で  
対応



理想的な貸借対照表

|      |        |
|------|--------|
| 売上債権 | 仕入債務   |
| 棚卸資産 | 経常運転資金 |
| 固定資産 | 長期借入金  |
|      | 自己資本   |

税理士連携保証  
「TAG」で  
一本化し対応

証書貸付で  
対応

※既存融資(信用保証協会付き融資に限る)の借換については信用保証協会が認めた場合のみ可能です。  
※借換可否についての詳細は信用保証協会までお問い合わせください。

ケース②

新規取引で売上増加・運転資金の増加が見込める先

増加運転資金を税理士連携保証「TAG」で対応

増加運転資金は「TAG」で対応できます！



新たな販路開拓等による売上増加は企業の成長に必要不可欠である一方、運転資金も増加するため注意が必要です。下図のケースのように、月商2百万円の増加でも6百万円もの増加運転資金が必要となります。  
増加運転資金を税理士連携保証「TAG」で対応することで、約定弁済の増加を抑え、資金繰りの安定化につなげることができます！

単位：千円

|          | 現状     | 今後の見通し |
|----------|--------|--------|
| 平均月商     | 10,000 | 12,000 |
| 売上債権回転期間 | 2.5    | 2.5    |
| 棚卸資産回転期間 | 1.5    | 1.5    |
| 仕入債務回転期間 | 1      | 1      |
| 売上債権     | 25,000 | 30,000 |
| 棚卸資産     | 15,000 | 18,000 |
| 仕入債務     | 10,000 | 12,000 |
| 経常運転資金   | 30,000 | 36,000 |

増加運転資金は、  
 $36,000 - 30,000 = 6,000$

税理士連携保証「TAG」での  
対応を提案

税理士連携保証「TAG」には以下のメリットがあります

メリット① 金融機関や信用保証協会との関係性や信頼性が向上！



初回取組時及び更新時に「決算概要報告書」を作成するため、経営状態を見直し、経営状況の把握ができることで、金融機関や信用保証協会とも経営状況や経営課題が共有できるため、関係性や信頼性が向上します！

メリット② 信用保証料率の割引が最大で0.3%！

通常  
保証料率  
から

- 税理士等が認定支援機関の場合 ➡ 0.1%割引
- 「会計参与設置会社」もしくは「中小企業の会計に関する割引対象」となる場合 ➡ 0.1%割引
- 不動産等担保の提供がある場合 ➡ 0.1%割引

3つ全ての割引を適用すると…

| 保証料率  | 料率区分  | ①    | ②    | ③    | ④    | ⑤    | ⑥    | ⑦    | ⑧    | ⑨    |
|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 通常の場合 |       | 1.90 | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 |
|       | 最大割引後 | 1.60 | 1.45 | 1.25 | 1.05 | 0.85 | 0.70 | 0.50 | 0.30 | 0.15 |

※法人で一定の要件を満たし、保証人による保証を提供しないことを選択した場合は、0.25%または0.45%を上乗せした料率が適用されます。

## 【商品の特長】

経常運転資金の一部について短期資金を**一定期間(最長5年間)継続**してご利用いただくことにより、疑似資本的な資金調達が可能となり、安心して事業を継続できる環境のもと、企業のさらなる成長・発展への取り組みを応援する商品です!

●本商品ご利用のイメージ(例)

①期日一括返済  
②分割返済への変更(借換を含む)によりご返済いただきます。  
※本商品完済後の再利用(新規扱い)も可能です。

分割返済なし

運転資金 5,000万円

初回 1年(※) 更新① 1年 更新② 1年 更新③ 1年 更新④ 1年

最長5年(※)初回の終期は決算申告期限から2ヶ月以内

●本商品ご利用のメリット・期待する効果(例)

- ・キャッシュアウトを抑えて資金繰りが改善できたため、経営に注力し新たな取引先の開拓や新商品の開発に成功した!
- ・長期借入よりも一回あたりの借入期間が短くなり、一回あたりの保証料負担が軽減できた!
- ・経営改善に取り組んだ結果毎期決算内容が良くなり、更新の際に保証料率が下がった!
- ・更新のつど経営状況の説明を行い、金融機関とのリレーションが強化できた!

## 【ご利用できる方】

次の全ての要件を満たす保証対象中小企業者であること

- 1期以上の決算または確定申告を行っている者
- 九州北部税理士会の会員である税理士または税理士法人(以下、税理士等)が月次管理等を行い、税理士等からの推薦があること
- 次の条件を満たしていること

《法人の場合》直近決算において経常利益を計上

《個人の場合》貸借対照表を作成している青色申告で、直近の確定申告における青色申告特別控除前の所得金額が200万円以上  
但し、直近決算(確定申告)において債務超過の場合は、税理士等の支援により策定した経営改善計画書(別紙様式)において、業績の改善が見込まれること

- 既保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していないこと

## 【商品の概要】

|        |  |
|--------|--|
| 融資限度額  | 5,000万円以内(但し、1中小企業者一口限りとする)  |
| 保証期間   | 12ヶ月以内(但し、初回利用時の終期は決算申告(確定申告)期限から概ね2ヶ月以内とし、以降更新時においては原則として12ヶ月とする) |
| 返済方法   | 一括返済   |
| 担保     | 必要に応じて   |
| 連帯保証人  | 必要に応じて※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要                                      |
| 信用保証料率 | 年0.45%～年2.35%(割引制度あり)  |
| 貸付利率   | 金融機関所定利率   |
| 資金用途   | 運転資金(但し、信用保証協会が認めた場合は既保証付融資の借換も可能)                                 |

## 【必要書類】

- 初回申込時…①推薦書(別紙様式)  
②決算概要報告書(別紙様式)  
③直近決算(確定申告)において債務超過の場合は、税理士等の支援による「経営改善計画書」(別紙様式)※

- 更新時……①決算概要報告書(別紙様式)  
②直近決算(確定申告)において債務超過の場合は、税理士等の支援による「経営改善計画書」(別紙様式)※  
③初回申込時から月次管理等を行う税理士等が変更となった場合は推薦書(別紙様式)

※ 早期経営改善計画策定支援事業における計画書で代用可

【取扱期間】《初回申込受付期間》2016年12月5日(月)～2026年3月31日(火)

《更新回数》最大4回まで更新可能とする

本商品の詳しい内容については、信用保証協会窓口またはお取引金融機関にお問い合わせください。

|           |                                     |                  |
|-----------|-------------------------------------|------------------|
| 福岡県信用保証協会 | 〒812-8555 福岡市博多区博多駅南2丁目2番1号         | TEL 0120-112-249 |
| 佐賀県信用保証協会 | 〒840-8689 佐賀市白山二丁目1番12号(佐賀商工ビル3F)   | TEL(0952)24-4342 |
| 長崎県信用保証協会 | 〒850-0031 長崎県長崎市桜町4-1(長崎商工会館内6F・7F) | TEL(095)822-9171 |